

産労第110-13号  
令和3年5月14日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会  
会長 清野 智 様

埼玉県産業労働部長  
板東 博之 (公印省略)

埼玉県大規模施設等協力金の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、まん延防止等重点措置区域内における1,000平米を超える大規模な集客施設(以下「大規模施設」といいます。)においては、5月12日(水曜日)から5月31日(月曜日)までの間、営業時間の短縮(以下「時短営業」といいます。)等を要請しているところです。

県からの要請に応じて、時短営業等に御協力いただいた大規模施設やテナント・出店者の皆様に対し、協力金を支給します。

このたび、別紙のとおりチラシを作成しましたので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、多くの事業者の協力が得られるよう、積極的な周知に御協力をお願いします。

大規模施設等協力金の詳細については、埼玉県ウェブサイトに掲載しております。内容等の問合せは、下記の電話番号を御案内ください。

記

問合せ先 埼玉県中小企業等支援相談窓口  
電話 0570-000-678 (ナビダイヤル)

(埼玉県大規模施設等協力金ウェブページURL)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin.html>

担 当 産業労働部経済対策担当  
電 話 048-830-3702  
メー ル a3710-16@pref.saitama.lg.jp